

平成27年1月14日
都市整備部

「世田谷区立特定公共賃貸住宅条例」の一部改正(案)について

(付議の要旨)

区立特定公共賃貸住宅の管理期間満了にあわせて、地域優良賃貸住宅へ制度移行するために必要な規定を定めるため、世田谷区立特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する。

1 主旨

区立特定公共賃貸住宅(以下「特公賃住宅」という。)については、世田谷区第三次住宅整備方針に沿って住宅運用を見直した結果、管理期間(20年間)の満了にあわせて用途廃止し、地域優良賃貸住宅(以下「地優賃住宅」という。)として、低所得層の子育て世帯及び高齢者世帯向けに、住宅供給を図ることとした。

ついでには、特公賃住宅から地優賃住宅への制度移行に必要な規定を条例化するため、世田谷区立特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する。

2 改正理由

住宅セーフティネット機能強化に加え、現居住者の居住継続性、空室対策等の視点から、低所得層の子育て世帯及び高齢者世帯を入居対象とした住宅供給を図る。

3 改正概要 <別紙1「特公賃住宅条例改正の概要」参照>

管理期間満了にあわせて用途廃止した特公賃住宅について、地優賃住宅と特公賃住宅に準じた住宅(以下「準特公賃住宅」という。)に分けて規定し、これらを合わせて区立ファミリー住宅(以下「ファミリー住宅」という。)とする。また、ファミリー住宅の指定管理についても規定する。

(1) 地優賃住宅に関する規定の追加

管理期間満了にあわせて用途廃止した特公賃住宅を、新たに地優賃住宅として適正に住宅供給するため、ファミリー住宅(子育て型及び高齢型)として設置目的や管理のあり方を規定する。

(2) 準特公賃住宅に関する規定の追加

特公賃住宅を用途廃止する際、地優賃住宅へ移行しない既存居住者が従前の条件で居住継続できる住戸を準特公賃住宅と位置づけ、ファミリー住宅(特定型)として設置目的や管理のあり方を規定する。また、居住者の退去後に地優賃住宅へ移行することを併せて規定する。

(3) 指定管理者に関する規定の追加

特公賃住宅の規定により指定を受けた指定管理者が、当該指定期間の範囲内において、ファミリー住宅の指定管理者の指定を受けた者とみなすことを規定する。

4 条例改正（案）

別紙 2 「新旧対照表」のとおり

5 今後の予定

平成 2 7 年	2 月	4 日	都市整備常任委員会報告
			第 1 回区議会定例会に条例案を提案
	6 月	1 日	改正条例・同施行規則の施行